

# 令和7年度における検討方針・課題 (案)

1. 令和7年度における検討課題等 (案)
2. 令和7年度における見直し品目等

令和6年12月24日

# 1. 令和7年度における検討課題等（案）

## 1.1 重点検討事項

- ① 2段階の判断の基準の活用に係る検討
- ② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討
- ③ プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等に係る検討

## 1.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

- ① 地方公共団体におけるグリーン購入の取組拡大に向けた対応
- ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応
- ③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

## 1.1 重点検討事項

### ① 2段階の判断の基準の活用に係る検討

#### ○ 先端的な環境物品等の初期需要創出への貢献

- ✓ 2段階基準（基準値1）を活用した品目・判断の基準の設定
  - 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）及び自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する項目を積極的に選択
  - 循環性基準の導入、強化、拡充等によるインセンティブの付与を通じ、普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献

#### ○ 基準値1（より高い環境性能に基づく基準）による率先調達

- ✓ 各機関の調達方針において基準値1及び基準値2それぞれについて定量的な調達目標を設定するとともに、基準値1による調達目標を高く設定するよう促す
  - レピュテーション効果が発揮される比較・公表の方法について検討
  - 2段階の判断の基準による調達目標の設定状況、調達実績を確認し、当該品目に係る基準等の見直しに適切に反映

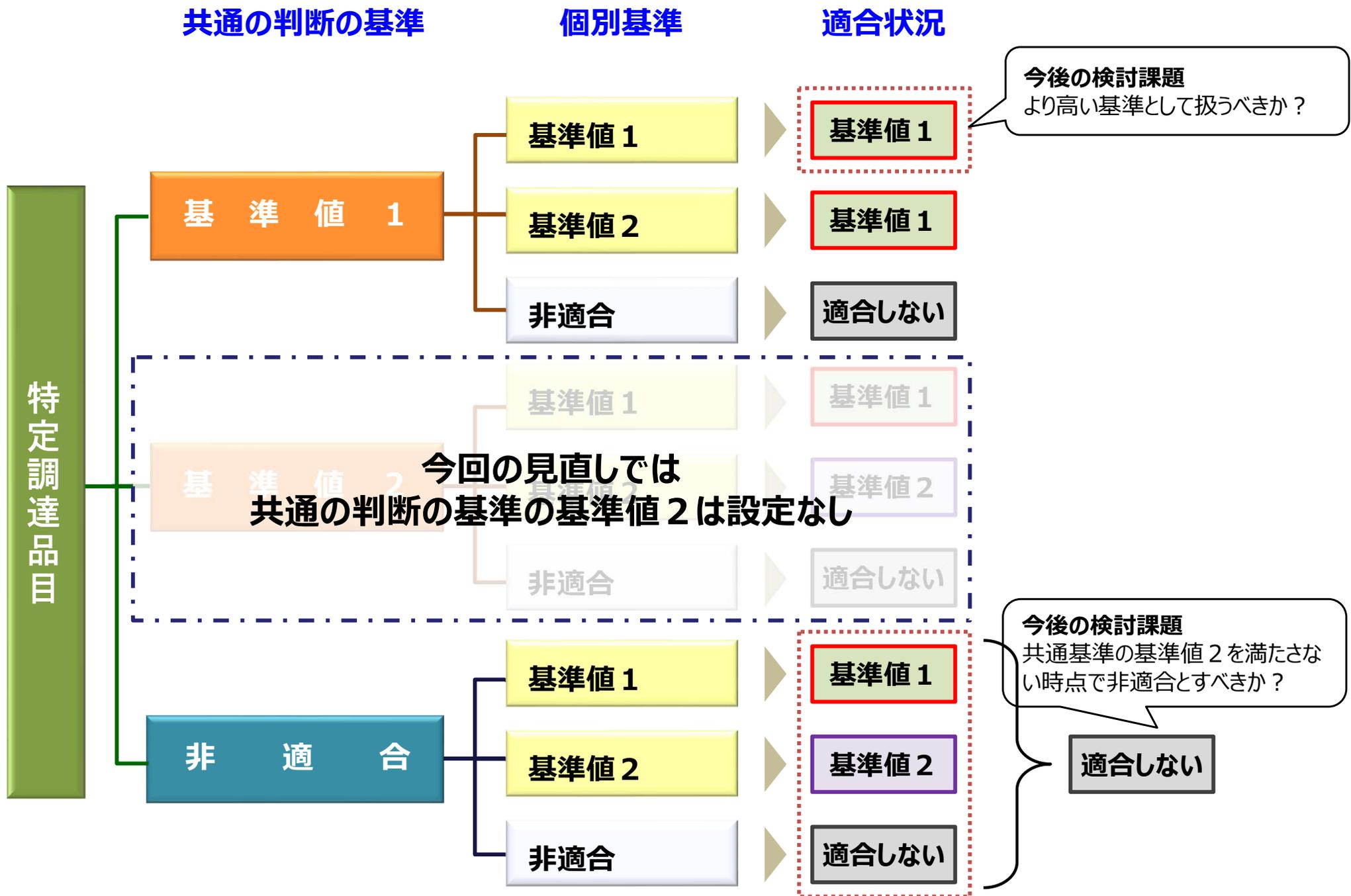
#### ○ 中長期的なあり方及び基本方針への反映方策の検討

- ✓ 2050年カーボンニュートラル等の各種目標に向けて、政府実行計画等の関連計画と整合する形で、グリーン購入法の中長期的なあり方について検討するとともに、可能な事項から反映

#### ○ 2段階の判断の基準の調達者等への理解の促進

- ✓ 基準値1、基準値2の名称変更、共通の判断の基準の基準値1と個別品目の基準値1の両方を満たす場合の位置づけ等について検討

# 【参考】共通基準・個別基準の要件・適合状況



## 1.1 重点検討事項

### ② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討

#### ○ 分野横断的な（共通の）判断の基準等の検討

- ✓ 分野横断的な判断の基準等の検討
  - 鉄については、削減実績量に係る日本LCA学会における議論を受けて検討
  - その他の事項についても、2段階の判断の基準の活用の可能性を含めて検討

#### ○ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

- ✓ 基準値1としての個別品目への設定に加え、分野横断的な対応も検討
  - 「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合した算定ルール策定に向けた業界団体等の取組の進展を踏まえつつ、分野横断的な共通の配慮事項として設定可能性を検討
  - 現在検討されているカーボンフットプリントの表示等に関する検討状況を注視

#### ○ マスバランス方式を用いたプラスチック使用製品に係る検討

- ✓ 令和6年9月に公表された「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」を踏まえ継続的に検討

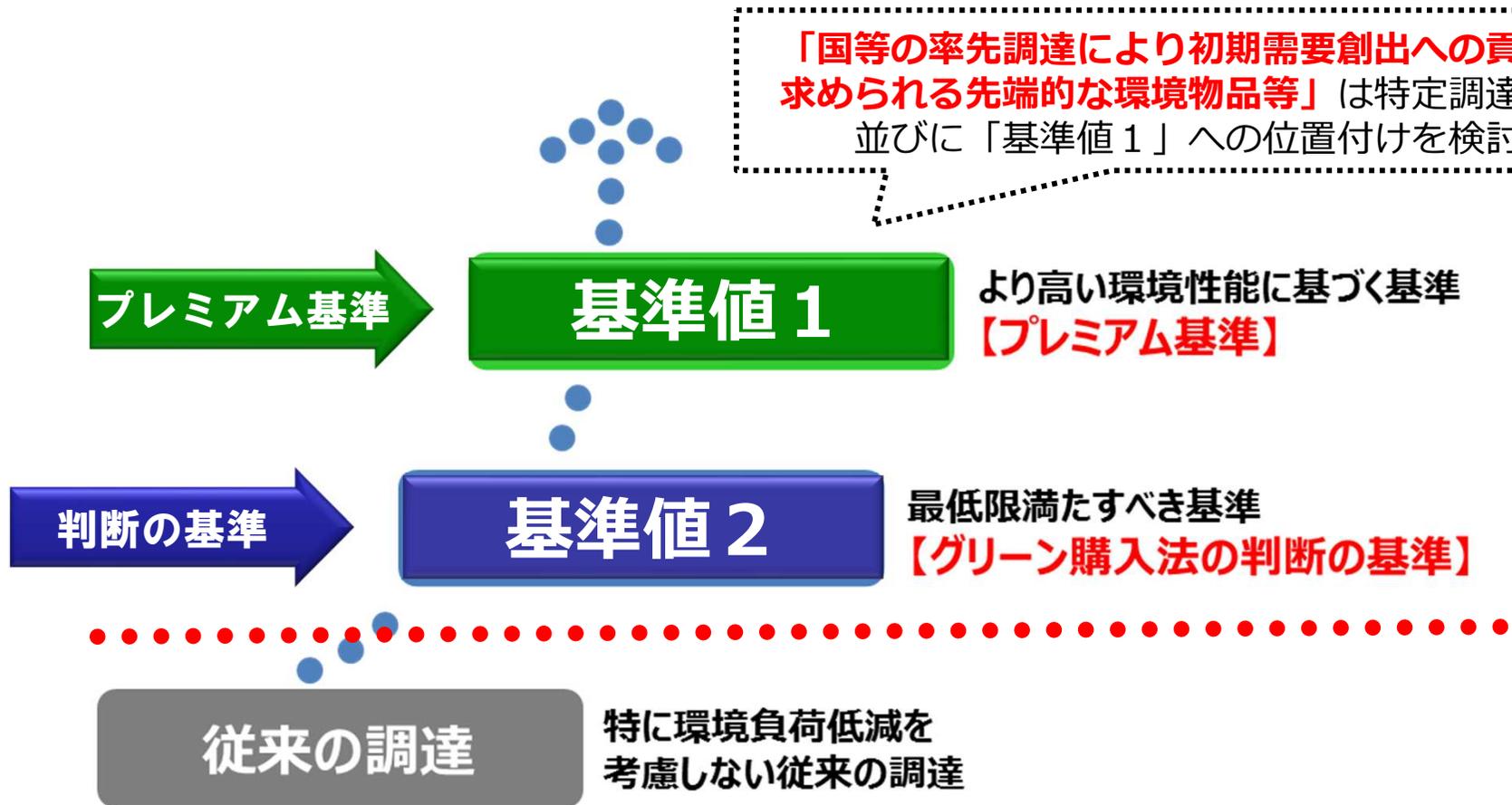
#### ○ モノの所有からサービスの活用への検討

- ✓ 調達総量の削減等を図るため、メンテナンスやシェアリング等を活用した事例等を収集し、その具体的な利用・普及に向けた検討

## 1.1 重点検討事項

### ③ プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討

- ▶ プラスチック使用製品設計指針に基づき設計認定基準が策定された製品分野については、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方について検討することが必要
- ▶ **「令和6年度プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」**（以下「専門委員会」という。）を設置し、**令和7年2～3月に1回程度開催予定。**
  - 【議題】 認定プラスチック使用製品に関連する特定調達品目における判断の基準等の検討  
令和7年度以降の認定プラスチック使用製品の調達に関する検討の進め方
  - 【事務局】 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課、  
環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、環境省業務請負者
- ▶ 令和7年度以降の専門委員会開催を含めて、今後の対応方針を検討



- 基準値 1 の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を新たに基本方針へ位置付け
  - 見直しに当たっては、「基準値 1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げ（**全体のレベルアップ**）
  - 各機関は「基準値 1」及び「基準値 2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値 1」を調達（**基準値 1 の調達推進**）
  - 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値 1」及び「基準値 2」による調達の取組状況を比較して公表（**フォローアップ**）

## プラスチック資源循環におけるマスマランス方式の活用に関する基本的な考え方



令和6年9月 環境省

バイオプラスチックや再生プラスチックの利用をマスマランス方式を用いて行う場合には、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、以下の3要素を満たすことが必要。

### ① 環境効果の把握

マスマランス方式を採用する前提として、そもそもバイオプラスチックや再生プラスチックを利用することによる**環境負荷低減の効果（環境価値）**を、LCA等の専門家とも相談しながら**適切に把握**すること。



### ② 環境価値の適正な管理

**サプライチェーン上の環境価値のインプット・アウトプット**を、必要に応じてサードパーティによる評価・認証も活用しながら、**適正に管理**すること。



### ③ 適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、**ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解**するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた**適切な表示・コミュニケーション**を行うこと。

## プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス

### プラスチック使用製品設計指針

令和4年1月19日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

### 製品分野ごとの設計認定基準の策定 設計認定基準WG開催（10月28日）

設計認定を受けるに当たって適合すべき事項の検討

業界団体、経済産業省  
事業所管省庁

「設計認定基準WG」での設計認定基準の策定

経済産業省  
事業所管省庁

### プラスチック使用製品の設計認定

プラスチック使用製品の申請

プラスチック使用製品製造事業者等

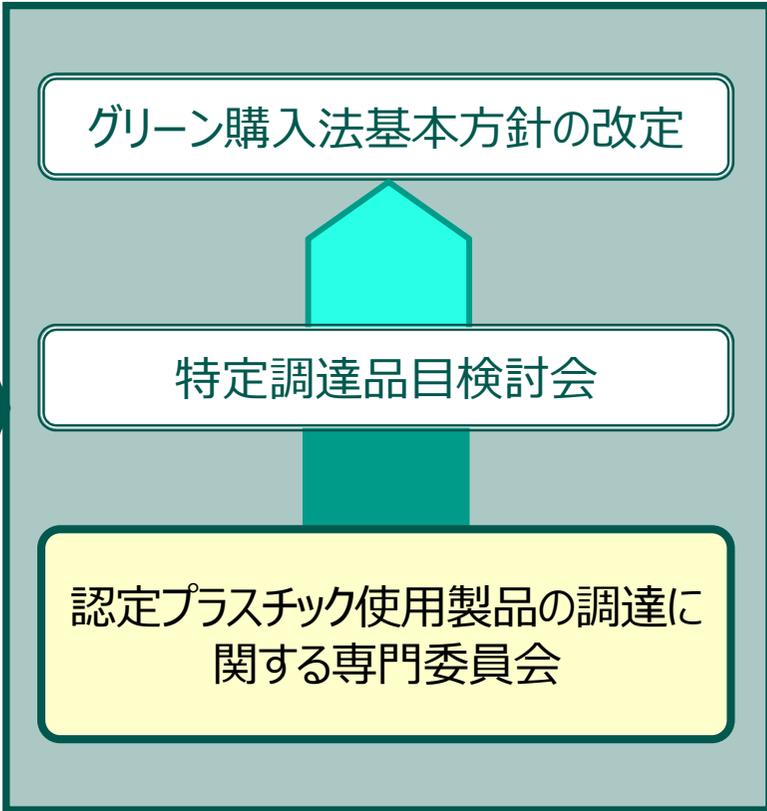
審査・設計認定（認定プラスチック使用製品への認定番号付与等）

経済産業省  
事業所管省庁

設計認定基準の策定後速やかに、

- 専門委員会においてグリーン購入法における配慮のあり方について検討
- 設計認定基準を踏まえ、対象品目及び判断の基準等について検討。令和7年度の基本方針改定に向けた端緒

プラスチック資源循環法  
第10条第1項



## 1.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

### ① 地方公共団体等におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

#### ○ 地方公共団体等において波及効果が見込まれる物品等の検討

- ✓ 地方公共団体独自の調達方針で個別に調達する品目（地方公共団体が認定するリサイクル認定製品、地産地消につながる製品等）に関する情報を収集・集約の上、広く提供
- ✓ 地方公共団体等において調達が多い品目であって、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等の選択に寄与する具体的な環境性能の基準の考え方を提供

#### ○ グリーン購入の裾野の拡大について

- ✓ 地方公共団体、事業者、国民等に対する適切な情報提供・普及啓発の取組を推進
- ✓ 地方公共団体等に対する特定調達品目以外の品目に関する情報提供の推進。特に学校などの教育現場や公共施設等における環境価値の「見える化※」とセットで検討が必要

※「見える化」の推進のためには、併せて適切な環境表示・コミュニケーションに係る検討が必要

### ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

#### ○ 環境物品等の選択容易性の向上

- ✓ 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記  
令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、  
令和5年度2品目、令和6年度7品目と順次拡充
- ✓ 令和7年度においては衛生用紙、繊維製品などの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討
- ✓ 調達者・消費者の選択容易性の観点から、引き続きエコマークの積極的な活用を進めていくとともに、国際環境ラベル等の有効活用について検討

## 1.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

### ③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

環境物品等の調達に関する基本方針（案）【抄】

3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

#### ○ 適切な情報提供・普及啓発

- ✓ 地方公共団体等への①に係る情報提供に加え、事業者及び国民等の理解が深められるような情報提供・普及啓発の方法等について検討

#### ○ 調達者へのサポートの拡充

- ✓ 特定調達品目の適否、判断の基準等の要件に関する問い合わせについて、これまでのメール、電話に加え、ポットを有効活用したサポート構築について検討
- ✓ 問い合わせは、特定調達品目を製造・販売する事業者のほか、グリーン購入に取り組む民間事業者にも対応

## 2. 令和7年度における見直し品目等

## 2. 令和7年度における見直し品目等

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和7年度の見直し対象品目（定期見直し品目）は下表の**10分野31品目**

分野	品目
紙類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
画像機器等	トナーカートリッジ、インクカートリッジ
家電製品	テレビジョン受信機
自動車等	乗用車用タイヤ
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ
設備	太陽熱利用システム（公共・産業用）、テレワーク用ライセンス、Web会議システム
役務	飲料自動販売機設置

注：この他、自動車については、令和6年度以降の燃費基準値の強化の方向性を踏まえ、令和7年度においても適切に対応